

令和8年4月1日

学校いじめ防止基本方針

豊島区立千川中学校
校長 岡泉 美和子

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及び国のいじめ防止基本方針（平成25年10月策定）と豊島区いじめ防止対策推進条例を受けて、学校いじめ防止基本方針を以下のように定める。

1 いじめの防止

(1) 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。そのための具体的な方策として、以下の点に留意する。

- ① 周囲の友人や教職員と信頼できる関係をつくる。
- ② 規則正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 生徒に集団の一員としての自覚や自信がはぐくまれることにより、互いを認め合える人間関係を生徒自らが作り出していけるようにする。
- ④ 取組の検証については、日常的な行動の観察、定期的なアンケート調査等により行い、その結果に基づいて新たな取組を定期的に検討する。

(2) いじめの防止のための措置

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全体で共通理解を図る。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動などでいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ③ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、生徒の社会性をはぐくみ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっていることを踏まえ、分かりやすい授業を進めていくことや一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合でも、他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツ、読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ。
- ⑥ すべての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、活躍の場や他人の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるようにする。
- ⑦ 生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自らがいじめ防止を訴えるような生徒会を中心とした取組を推進する。

2 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そのための具体的な方策として以下の点に留意する。

- ① ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持ち、教職員間で情報を共有する。
- ③ 困難な事態への対処の仕方を身に付けさせる。(SOSの出し方に関する教育)

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 学期に1回の定期的なアンケート調査を行い、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 毎週1回の生活指導部会で情報を共有し、気になる生徒のあぶり出しを行い、いじめの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラーを参加させ、被害生徒の心情に配慮した適切な対応ができるようにする。
- ③ 生徒及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、スクールカウンセラーと連携した教育相談体制を整備し、入学時の面談や相談窓口について周知を図る。
- ④ 特に新入生に対しては「日頃の生活アンケート」等のアンケート調査により生活実態を把握し、気になる生徒についてはスクールカウンセラーによる詳細な面談を行う。
- ⑤ 保護者会等でいじめについての注意喚起を行い、家庭とも連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ⑥ 休み時間や放課後の雑談の中などで、生徒の様子に目を配ったり、家庭訪問や個人面談の機会を活用したりして交友関係や悩みを把握する。
- ⑦ 豊島区教育委員会の i-check の結果を活用し、生徒の交友関係の把握を行い、対応につなげる。
- ⑧ 生徒のインターネットや携帯電話の安全な利用のための情報モラル教育を推進する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。そのための具体的な方策として以下の点に留意する。

- ① 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ② 指導については社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いたものとなるようにする。
- ③ 必要に応じて外部関係機関（児童相談所・子ども家庭支援センター・警察・保護司・主任児童委員・区教育委員会等）と連携して対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの措置

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりを持つ。
- ③ 生徒や保護者からの相談や訴え、教員らによる発見でいじめが判明した場合、すみやかに管理職・生活指導主任・学年主任・学年教員らによって組織的に対応し、SCの助言も受けた上で被害生徒と加害生徒の対応と指導にあたる。
- ④ 学校や校長が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として認められるような場合は、生徒を徹底的に守り通すという観点から、警察等と連携し対応を図る。
- ⑤ いじめられた生徒への対応では、いじめられている生徒にも責任があるという考え方でなく「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高められるようにする。
- ⑥ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作り、安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。
- ⑦ いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、確認された場合は、複数の教職員が連携し、スクールカウンセラーや警察のスクールサポーターとも連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ⑧ いじめた生徒の保護者に対しては、事実を連絡し、保護者の理解や納得を得た上で、以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- ⑨ いじめを行った生徒への懲戒・出席停止等については、学校と教育委員会が相談して定める。
- ⑩ ネット上の不適切な書き込みなどは、被害拡大を避けるため、プロバイダに対して削除を求め、生徒に重大な被害が生じる恐れがあるときは、警察に通報し、援助を求める。